

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 地域政策課

許認可等の内容		栃木市コミュニティセンターの利用に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市コミュニティセンター条例第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市コミュニティセンター条例第7条 栃木市コミュニティセンター条例施行規則第2条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市コミュニティセンター条例抜粋 (利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、コミュニティセンターの利用を承認しない。</p> <p>(1) コミュニティセンターの設置の目的に反するとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として利用するとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの管理上支障があるとき。</p> <p>栃木市コミュニティセンター条例施行規則抜粋 (利用承認の申請)</p> <p>第2条 条例第6条第1項の規定によりコミュニティセンターの施設等の利用の承認を受けようとする者は、コミュニティセンター利用承認申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、利用しようとする日の7日前までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	